

中外新聞

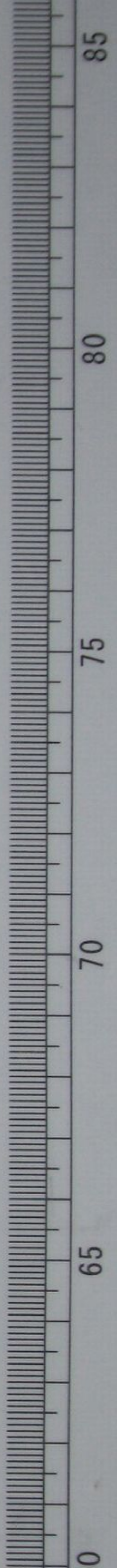
外篇

十二



定價一匁

西垣文庫
文庫10
7328
12



特 文庫10
7328
12



中外新聞外篇卷之十二

慶應四年五月

○横濱新聞ヘラルド第三百廿八号抄出

皇帝陛下 昨日我士四坂地立拂て上覆ひるハ船ノ
為シ召渡川筋ハ通行一旦京都へハ帰リ在リ其節ハ河
流ノ兩岸ニ聖ノ體ヲ警衛シ奉ル為シ數千ノ兵士ヲ排列
大坂より直ニ京地へハ連續セり蓋此度急ニ還幸シ在リ事
ハ被シ有力ノ會津勢ニ近ク迫リ来ル故アリト

○ 去年秋冬の間諸國へ 天照皇の神符降リ又京坂街上ハ舞踏ス



盛は流行せり詩のり證とん

天題

無名氏

可也非耶可也非連声歌舞斬新衣莫是皇風復古驗神符如
兩下京畿茲職將軍就藩服万民仰望太平開諸侯九合匡天下
不以兵車誰力我強藩跋扈幕威衰慘澹陰風鎖鼓旗誰識外人
窺奉勳據鞍寓目海之涯

或曰大槻盤溪之作

○三月中鎌倉河岸辺の張札

豊島屋といふ名高き商家より米穀酒造等ハ勿論はまゝの
家藏地面より天下無双の富家と呼ばれしも三四代この

り次才は不融通あり打続き不仕合せして紀伊國屋よ
り来り養子と早世橋本屋といふ縁家より又養子を貰
ひ其家を相続せしといふも兎角商賣の利運するにうら
砂糖店も大島屋も取られ廻船の株ハ長門屋其外数軒の豪
家は押倒され加之元豊嶋屋の本家筋より上方より山城屋と
いふ家より追々零落しこれども豊島屋の扶助して漸く取
續き居り此節いさゝか身代直りしりまき本家の威光を
以て種々の難題を掛られ豊島屋の衰微殆ど挽回難
手代の伊助壹右工門より私欲をとり遅くして更本店の
為よ力を尽さば當主も最早詮方つき此上ハ自ら家事を

治むる事も成なりふきよりして隠居ひんきして一度先代の續つきはら
るよりて紀伊国屋より養子を貰もらふんといふ然るに今一
軒旧来の縁者ある大根屋といふ家の隠居を自身トダの子を相
續つきはらふ豊島屋の家を我物わがものとせんといふの意あり大島や長
門屋并なりは經節つひな問屋の某おどと此虚まと乘まりて豊島屋を潰つぶさ
んとの企こころ専せんらあり又此家この家の先代の後家ごけ二人たり一人は
山城屋より来り一人を大島屋より来りいづれも當主
と中ちゆうとしぐんづらくの混雜まじりして商賣しょうばいの次第しだいは淋しみしく横
濱長崎兵庫あとの出店も多おほく人の物ものはありより此上誰
を相續人ついでの人は致いたし如何様いかさまは家風かふうを改あらわする元もとの如ごとき繁昌はんしょうの

店みせはあらるべきや何卒なにとぞよきに考かんがへも座ざはなし無なし腹藏はらぞう豊
島屋店としまやみせも入いり来きて下當主したうぢは此逢こゝに相談さうだん可べし下したは以上

元もとの勘定奉行相勤さかぬは小栗上野介こぐりじやうのけ去こる正月中土着どちやくは仰付おほせひ
り付つ二月廿八日知行所上州群馬郡權田村へ出立でだては在あり
去月十九日官軍松平右京亮板倉主計頭松平鉄丸人数凡三
百人程三の倉宿迄繰出くりだし當月朔日上野介土着權田村へ繰
入いり右人数の内重立かさたてはなし越こえ小栗上野介父子征伐せいばつし
し可申旨然督岩倉殿下知の旨相達あはれし且亦大小砲共可相渡
旨申込あはれはり付引渡且悴あはれ又一また一いつ棧せきは高崎へ相越可べし旨掛合有

之に付同人後同四日七ツ時頃同所へ到着在に処同五日
日に至り帯刀差出可申旨控督より仰渡の趣くと則又一
并召連の家来三人の大小取上げ同七日九ツ半時高崎町奉
行へ上下とも引連参り白洲へ居へ置暫く相待いへとも更
は尋の筋も無之牢屋敷へ一同連参り右七人の内中間三人
を為^い扣置又一始め家来三人とも斬首いへとも其後中間三人
とも吟味中入牢付い旨申渡入牢相成以得共間もあく高
崎町安国寺にかいて官軍より出牢申渡相成則出牢の上右
の之の高崎町へ出に処前書権田村の之の^て出會主人上野
介安否承りい処同人美の昨六日朝四ツ半時頃三の倉宿河

原にかいて更は尋の筋も無之上野介始家来三人とも斬首
いへとも上所持の諸道具并家来所持の品迄不殘荷造いへ
いへとも何方へ欲引取い旨承り驚入其場より右中間の内一
人直に出府前書の始末申聞い旨同四月十二日未家小栗仁
右衛門より届相成い事

○同四月六日 朝廷より豊臣氏の社再建の布告
有功を顕し有罪を罰するの經國の大綱況や國家は大勲勞
有之にそのを表して顕を事無之節は何を以て天下を勸励
可^い遊裁豊臣太閤側微^いより起り一臂を擡て天下の難を定り

上古

列聖の偉業を継述し奉て

皇威を海外に宜べ數百年の後猶彼を以て寒心せしむ其国

家大勲勞はる今古に超越するものとすべし抑武臣国家

の功はる皆廟食其勞は酬也

朝廷既神号を追謚せしむに不幸にして天其家を祚ひ

せし一朝傾覆し源家康繼て出子孫相受け其宗祠の宏壯前

とくひを豊太閤の大勲を以て却て晦没は委其鬼殆ん

と餒んとするに及ひに我深く歎思食は折柄今般

朝憲復故万機一新の際如此の廢典奉さるべし加之字

内各国相雄飛するの時、當り豊太閤の如き英智勇畧の人
 を茲為得度也。思召依之新に祠宇を造為し其大勲偉烈を
 表顯し万世不朽に茲為垂度也。仰出に列侯及び士庶豊太閤
 の恩義を蒙り以その不少宜しく共は合カシて旧徳は可報
 旨 山沙汰は事

